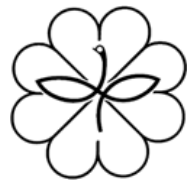


## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

1917年5月12日、制度の起源である「済世顧問（さいせいこもん）制度（生活困窮者を救うための制度）」の設置規程が岡山県で公布されたことが由来とされています。民生委員・児童委員のバッジデザインは、四つ葉のクローバーに、平和の象徴であるハトを「み」の字に変化させ、金色に浮かびぼりしています。



### 茨城町民生委員・児童委員名簿

担当地区	氏名	担当地区	氏名
長岡（坂上）	浅野 榮子	増山・坂東	赤坂 孝一
長岡（坂下・町営長岡団地）	鴨川 清美	鳥羽田	萩谷 京子
長岡第二・前田第三の一部	大谷まさ子	下雨ヶ谷・生井沢	萩谷 光一
矢頭（東区の一部・町営矢頭団地）	栗山きぬ代	上雨ヶ谷・下座	井坂 武美
矢頭（東区・北区の一部）	小川伊勢子	小幡	井川 誠之
矢頭（西区・中丸原）	緒方 和子	五里峰	奥谷 輝明
植農	山口 成子	古宿・千貫桜	米川 富彦
谷田部	大瀧かつ子	小堤	林 孝和
小鶴	佐藤 善秋	小堤	檜山 正行
小鶴	坂田 勝則	駒場	長谷川みどり
小鶴・三島	中村 隆一	神宿・本郷	石川 正晴
前田第一	入之内勝子	海老沢	山西 康男
前田団地	星野 公光	城之内	早乙女恵美子
前田東・前田第三の一部	岡部 勇	宮ヶ崎	鈴木 紀子
下郷・大山原	二宮はる子	宮ヶ崎第四・昭和	竹下 道子
大畑・上郷・馬渡	菅谷 洋子	宮ヶ崎第五・第六・日進	加藤 壽一
明光台団地・桜団地	春秋 正弘	網掛	高根沢清一
常井・近藤・瑞穂	福田美智子	船渡・飯塚	飯田 慶子
桜の郷	内田 京子	東永寺・飯塚	石崎 信夫
木部西部・木部東部	石川 君江	中山・矢頭（北区の一部）	萩谷 節子
木部南部・上飯沼南部	山中 平	新興・前原・金沢	武藤 栄光
飯沼・上飯沼	東ヶ崎静仁	中石崎・榊原	大和 恵子
下飯沼	高安テル子	長洲	長洲 昌子
下土師	萩谷 昭文	遠西・後谷・宮前	亀山 忠男
赤坂・桜丘団地	萩津 久枝	前谷・台	市村 彰
奥谷・サングリーン奥谷	鬼澤 洋一	若宮	松田 英樹
越安・蕎麦原・駒渡・千勝	安達みやこ	明光中学区（主任児童委員）	大月 文子
野曾・野曾後谷	佐久間洋一	明光中学区（主任児童委員）	立川 飛鳥
南栗崎・南川又	西連寺和廣	青葉中学区（主任児童委員）	林 則子
秋葉	関口 道子	青葉中学区（主任児童委員）	米川 和成
南島田・神谷	川又 優		

主任児童委員とは  
児童相談所や学校などと連携し、児童に関する相談や支援を担当しています。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）



茨城町民生委員児童委員協議会  
東ヶ崎 静仁 会長

普段から、地域の行事に参加してコミュニケーションをとることで、情報網を広く持ち、地域住民の立場に立った身近な相談相手となるよう努めています。

訪問する方の中には、「この前はこんなことがあったよ。」と世間話をしてくれる方も。そのような話の中から、変わった様子や心配なことはないか尋ねたり、信頼関係を築いたりしています。

民生委員・児童委員として活動を続け、16年目。新任のときは、「何かしてあげなくては」という使命感に捕らわれていましたが、現在は肩の力を抜きながら、話を聞くことができました。

相談に乗った人たちから「ありがとうございます。」と素直な感謝の言葉を言われるたびに、この活動を続けてきて良かったと思います。



## 地域のつなぎ役 民生委員・児童委員の活動

### 家庭訪問・安否確認・生活状況の把握をしています

一人暮らしの高齢者や生活上の問題を抱えている方、子育て世代などの家庭に訪問して、相談に応じています。

### 地域を見守っています

地域住民の安心や安全を守るため、担当地区を訪問して、犯罪や虐待の防止につなげています。

### 福祉サービスの情報を提供し関係機関につなぎます

必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。

## 5月12日は民生委員・児童委員の日

### 民生委員・児童委員

少子化や核家族化によって、人と人とのつながりが薄れてきている中で、地域住民の悩みなどに耳を傾け、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために様々な活動をしている「民生委員・児童委員」を紹介します。

【問合せ先】 社会福祉課  
☎ 029（240）7112（直通）

### 民生委員・児童委員とは

委員は、地域の誰もが安心して暮らせるよう、生活上の悩み事や心配事などの相談に広く応じています。また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう地域の専門機関とのつなぎ役になります。

### お気軽にご相談ください

町内では61人の委員がボランティアで活動しています。委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、相談についての秘密を守ることが法律で義務づけられています。安心してご相談ください。